

川俣精機株式会社環境報告書



東芝グループ
地球環境マーク

川俣精機株式会社環境担当

目 次		
はじめに	ご理解とご指導のお願い	1
環境マネジメント	東芝グループの理念と方針	2～3
	川保精機製環境保全基本方針	4
	環境保全マネジメントシステム登録書	5～6
	川保精機製環境保全体制図	7
環境活動での環境配慮	全社中期環境保全推進計画	8
	全社中期環境保全推進計画進捗状況	9
	製品改善の取組み状況（省エネ・省資源）	10
	資源有効化の取り組み	11
	省エネ（省電力管理状況と改善）	12
	グリーン調達の実績状況（一部抜粋）	13
	全員の取組み	川保精機株式会社 ECP 活動 （環境教育）
地域との連携・協調	地域活動への積極参加	16

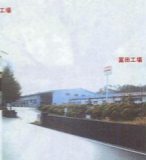
◆ 会社概況 ◆

- 商 号：川保精機株式会社
- 創 立：昭和18年10月15日
- 会 社 の 事 業：電機機械器具その他の各種機械器具の製造及び販売
上記の付帯又は関連事業
- 資 本 金：275百万円
- 売上高（年商）：29.9億円（03年度）
- 代 表 者：澤 村 元 仁（環境管理責任者）
- 従 業 員：205人（04年9月現在）
男子148人 女子 57人
- 敷 地：31,560㎡
- 建 物：11,107㎡

「安全、環境の維持向上と遵法をファンダメンタルズ」として
「はじめに」東芝グループの一員として



本社工場



富士工場

「人を大切にします」「豊かな価値を創造します」「社会に貢献します」東芝グループはこの経営理念を具現化するために、「人と、地球の、明日のために。」をグループスローガンに掲げ、様々な方とのかかわりを持ちながら、事業活動を進めております。

当社は、東芝グループの一員として、全ての事業活動は、「安全、環境の維持向上と遵法のファンダメンタルズの基に成立する。」ことを明記し進めております。

また、東芝グループでは、製品を“つくる”段階から“つかう”ときのことを考え、使い終わってから地球環境にあるいは資源に戻すこと、すなわち製品のライフサイクル全般にわたる環境への負荷の低減を心がけています。

このスローガンに基づき、当社は、次ぎの全社中期環境目的・目標を設定し活動を進めています。

1. 法規制、遵守と維持向上
2. 資源の有効活用
3. 廃棄物の削減
4. 環境負荷の低減
5. 製品アセスメントに基づく改善計画の推進
6. 環境に調和した製品作りのためのグリーン調達を推進します。
7. 取引先への環境方針の周知と指導支援
8. 地域との協調連携の推進

以上の8つの目標を達成するため、環境保全推進計画で具体的計画を定め、地道な活動を継続しております。

これらの取り組みに付いては今後とも継続して環境報告書を通じて情報を公開してまいります。本報告書を通じて当社の環境保全の取り組み、姿勢、活動の一端をご理解いただき、ご指導を賜りたくお願い申し上げます。

「東芝グループの取り組み」

「地球生態系の保全に向けて」



「東芝グループの取り組み」を掲載する「地球生態系の保全に向けて」を、ぜひご覧ください。

地球生態系の保全に向けて

地球環境とCSR

19世紀後半から、人類社会は環境資源の消費可能な範囲で発展してきました。しかし産業革命以降、地球環境は深刻な被害を受けています。地球温暖化、資源枯渇、そして生物多様性の減少、人間の健康活動に影響など、地球環境破壊の被害は、われわれに届いてきています。

環境問題は、人類社会、地球社会に生活環境が自然環境から深刻に悪化してしまっただけにと留まらず、21世紀は、私たちが一人ひとりが、自らも取り巻く環境のあり方を、地球社会の未来のために考える、重要な時代でもあります。

地球温暖化などの環境問題への対応と同時に、資源を有効活用する、リサイクルするなど、いかに環境社会の持続が重

要であるかを考える必要に迫られています。環境対策を推進するものには、環境への負荷をできるだけ下げ、資源消費を抑えること、また、資源消費を抑えつつ、生活の質を向上させるための取り組みも、必要とされています。

東芝グループは、社会の発展と環境の持続を両立させることを目指して、環境対策を推進しています。また、社会の発展と環境の持続を両立させることを目指して、環境対策を推進しています。

© 2004 東芝株式会社。東芝グループは、環境社会に責任を担う企業として、地球社会の発展と環境の持続を両立させることを目指して、環境対策を推進しています。

東芝グループ環境活動
報告書2004 写し

「東芝グループの取り組み」

「東芝グループの取り組み」

東芝グループの取り組み

東芝グループは、2004年3月に「東芝グループ環境方針」を策定し、環境に配慮しつつ企業の発展をめざすことを目指しています。この方針に基づき、東芝グループは、環境に配慮した製品の開発・製造・販売、環境に配慮したサービスの提供、環境に配慮した社会貢献活動に取り組んでいます。

また、環境への配慮は、製品のライフサイクル全体を通じて行われます。製品の開発・製造・販売、製品の廃棄処理、製品の回収・リサイクルなど、製品のライフサイクル全体を通じて、環境に配慮した製品の開発・製造・販売に取り組んでいます。

東芝グループの取り組み



人・社会



地球生態系*

川俣精機(株)環境保全基本方針

当社は、「かけがいのない地球」環境を、健全な状態で次世代に引きついでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、東芝グループの一員として環境保全活動を技術的、経済的に可能な範囲で、次により推進します。

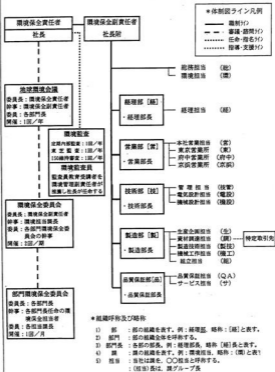
- ① 環境保全への取組みを、経営の最重要課題の一つとして位置づけ、環境保全システムの継続的な改善・向上に全員で取組みます。
- ② 事業活動、製品、サービスに関する環境側面について、環境負荷の低減、汚染の防止などに関する環境目的および目標を設定して、環境保全活動を推進します。
- ③ 環境保全に関する法令、当社が同意した業界などの指針および自主基準などを遵守します。
- ④ 事業活動、サービスにおいては、規制化学物質の削減、産業廃棄物発生量の低減、電力を中心にした省エネルギーを推進していきます。
- ⑤ 製品については、省エネルギー、省資源による環境負荷低減を進めます。
- ⑥ 環境に調和した製品作りのためグリーン調達を推進します。
- ⑦ 環境保全活動を推進するため、取引先などに対して指導・支援を行ないます。
- ⑧ 阿武隈の美しい自然を守るため、地域社会との協調・連携を図って活動します。

2003年7月1日

川俣精機株式会社

取締役社長 澤村光仁

川保精機株式会社環境保全体制図





環境マネジメントシステム 登録証付属書



JSAE 148-2002-3



JAB
JAB Accreditation
1000

登録番号: JSAE 148

登録日: 1999年9月29日

更新日: 2002年9月29日

更新日: 2002年8月30日

有効期限: 2005年9月28日



JAB

登録者名: 川保精機株式会社

所在地: 福島県伊達郡川保町字八反田1-4

環境マネジメントシステム規格番号:

JIS Q 14001:1996, ISO 14001:1996

登録範囲: 印刷機、ドライプシステム及び制御機器の開発・

設計・製造・販売・付帯サービスにおける

①規制化学物質の削減

②異常廃棄物発生量の削減

③省エネルギー

④省資源

を推進するための環境マネジメントシステム

その他: 審査登録維持管理遵守事項に従うこと。

本付属書は、上記の登録番号の環境マネジメントシステム登録証の条件を記述したものである。

財団法人日本規格協会

EMS 判定委員会 委員長



石井迪男

石井迪男

〒100-8305 東京都千代田区千代田1-3-1
日本規格協会
〒100-8305 東京都千代田区千代田1-3-1
TEL:03-5561-3000 FAX:03-5561-3001

写し

川俣5814 郵便局：(株)川俣(川俣町)第一工場(第一工場)第一工場(第一工場)
 (平成 21)

第1次環境保全2009～2010 第2次中期：2004～2009

社 中 期 環 境 保 全 推 進 計 画 (第 二 次 推 進 中 計)

第1次環境保全2009～2010 第2次中期：2004～2009

発行・改訂	年 月 日	社 名	環境管理推進部長
発行	2004 年 4 月 1 日	川俣	
改訂			
改訂			

目 的	取 組	目 的・目 標・取 組 の 進 捗				
		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
1. 環境保全推進計画の目標達成 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 騒音・振動の抑制と管理 (3) 水質汚濁・土壌汚染防止の推進	1. 環境保全推進計画の目標達成 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 騒音・振動の抑制と管理 (3) 水質汚濁・土壌汚染防止の推進					
2. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	2. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	11 A: 0%	A: 2%	A: 4%	A: 6%	A: 8%
3. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	3. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	12 A: 5%	A: 10%	A: 20%	A: 35%	A: 50%
4. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	4. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	13 A: 2%	A: 4%	A: 6%	A: 8%	A: 10%
5. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	5. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	14 A: 2%	A: 4%	A: 6%	A: 8%	A: 10%
6. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	6. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	15 A: 2%	A: 4%	A: 6%	A: 8%	A: 10%
7. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	7. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	16 A: 2%	A: 4%	A: 6%	A: 8%	A: 10%
8. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	8. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	17 A: 2%	A: 4%	A: 6%	A: 8%	A: 10%
9. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	9. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	18 A: 2%	A: 4%	A: 6%	A: 8%	A: 10%
10. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	10. 環境保全計画 (1) 大気汚染防止の推進 (2) 大気汚染防止の推進 (3) 大気汚染防止の推進 (4) 大気汚染防止の推進 (5) 大気汚染防止の推進	19 A: 2%	A: 4%	A: 6%	A: 8%	A: 10%



環境マネジメントシステム 登録証



JAB
JAB Accreditation
#002

登録番号：JSAE 148

登録者名：川保精機株式会社

同所在地：福島県伊達郡川俣町字八反田14

財団法人日本規格協会審査登録事業部が
審査した上記の組織の環境マネジメント
システムは、下記の条件で適合しているこ
とを確認したので、登録いたします。

環境マネジメント：JIS Q 14001:1996, ISO 14001:1996
ISO規格番号

付属書：環境マネジメントシステム登録証付属書
JSAE 148-2002-3

登録日：1999年9月29日

財団法人日本規格協会

理事長



審査登録事業部
理事

坂倉省吾

黒不勝也

代表者印

理事印

写し

環境調和型製品の例

掃除機用直流減速電動機(450W)の軽量化

・従来型

1. 外形寸法: $\phi 120 \times 306L$
2. 体積: 3100cm^3
3. 質量: 13kg
- 減速機1台分

・改良型

1. 外形寸法: $\phi 120 \times 306L$
2. 体積: 3100cm^3
3. 質量: 11.5kg
- 1台分



減速機と77Vのモーターを一体化

1. 質量を0.5kg
(減速機と77Vのモーターを一体化による)
2. 長さ→直径による形状の削減
(従来の9.3mm径の軸に納入し、新規格による納入)

軽量化設計の推進

04ノズルより省資源設計済み

三菱電機株式会社 環境部

環境調和型製品の例

ポリッシャー用三相同期電動機(200W)の小型・軽量化

・従来型

1. 外形寸法: $\phi 300 \times 280L$
2. 体積: 19700cm^3
3. 質量: 20kg
- 単相用一式、減速機付

・改良型(扁平型)

1. 外形寸法: $\phi 202 \times 140L$
2. 体積: 4950cm^3
3. 質量: 12kg
- PMモーター、減速機による減速機無し



1. 小型化(体積比) 40%減
2. 質量 40%減(1kg軽量化)

3. 減速機→ICによる減速機無し

小型・軽量化設計の推進

04ノズル以上製品群中→04ノズル以下採用予定

三菱電機株式会社 環境部

環境調和型製品の例

木工用三相誘導電動機(0.3kW)の小型・軽量化

・従来型

1. 外形寸法: $\phi 85 \times 182L$
2. 体積: 1033cm^3
3. 質量: 6kg
- 電動機用巻線(巻線方式)

・改良型

1. 外形寸法: $\phi 85 \times 145L$
2. 体積: 716cm^3
3. 質量: 3kg
- 電動機用巻線(巻線方式)97.3%納入)



1. 小型化(体積比) 31%減
2. 質量 50%減(3kg軽量化)
3. 巻線用巻線材採用済

小型・軽量化設計の推進

04ノズル以上製品群中→04ノズル以下採用予定

三菱電機株式会社 環境部

「環境に配慮した資源の有効活用」

資源有効化の取り組み（過去に捨てていた設備の有効活用）

2013.10

RENEWAL 工房

いまほど、有資源の活用が叫ばれていることが過去に有ったでしょうか。
環境に配慮し限りある資源を有効に使いたいものです。
産業に掛かる設備等と同様です。
ちょっと、手を加えることにより過去に捨てていた設備が
生き返ります。私たちはこの、チヨットしたところを援助する
集団です。

川俣精機株式会社

業務紹介

直流機RENEWAL、顧客ニーズにお応えします。

1. ハンディータイプの直流機から1000A級まで
電動機、発電機、異種10Vまでマルチバー
2. 一般点検・補修（軸受・ブラシ交換、分解点検）
3. 整流子・設別及び新製、同調り点検補修
4. 各種コイル巻替え、絶縁更新、特性確認
5. 他社製品、点検補修各種コイル巻替え

直流機以外の修理についても承取いたします。

電機子修繕品

事例紹介 3

電機子コイル

コイル巻替

電機子ハインド

電機子ワニス塗

電機子点検

電機子点検



省エネ重点ショップ

- ・当社は4種の電圧伊を使用しており、工場内使用量の25%を占めております。
- ・当ショップを、省エネモデルに指定し改善を図っている。
- ・電圧伊別にメータを設置し、使用電力量を計測し異常検出管理と改善の確認を行っている。



2014年度設備評価省エネ改善計画

過去のデータを基に、省エネ設備を優先し、コスト削減を図ります。

設備名	評価	改善計画	進捗状況
1. 工場内照明	劣化	LED照明への交換	完了
2. 空調設備	効率低下	フィルター清掃・調整	完了
3. 生産設備	エネルギー消費高	省エネ改造	完了
4. 動力設備	効率低下	電圧伊の最適化	完了
5. 給排水設備	効率低下	節水器具の設置	完了
6. 倉庫照明	劣化	LED照明への交換	完了
7. 事務所照明	劣化	LED照明への交換	完了
8. 生産設備	エネルギー消費高	省エネ改造	完了
9. 動力設備	効率低下	電圧伊の最適化	完了
10. 給排水設備	効率低下	節水器具の設置	完了
11. 倉庫照明	劣化	LED照明への交換	完了
12. 事務所照明	劣化	LED照明への交換	完了



デマンド管理

- ・電力使用設備の使用量をストップし設備を組み合せ使用することによりピーク電力を抑えている。
- ・写真は管理板で工場の使用状況を管理している姿。

「グリーン調達」取り組み状況

「グリーン調達ガイドライン」より抜粋

II. 川俣精機グリーン調達の考え方

1. 目的

川俣精機は、「かけがいのない地球」環境を、健全な状態で次世代に引き継いでいく」という考えに立ち、環境に調和した商品作りのため、その一環として環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達（以下グリーン調達という）を推進します。

グリーン調達の推進に当たっては、以下をねらいとしております。

- (1) 環境保全活動を推進しているお取引先から調達すること。
- (2)ライフサイクル（原材料調達、製造、流通、消費、廃棄等の各段階）における環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料を調達すること。

2. 川俣精機の取組み

- (1) 環境保全活動を推進しているお取引先からの調達
環境保全に対する活動はお取引先の自主的活動であることを基本とします。
グリーン調達に当たっては、ISO 14001外部認証取得をはじめとする環境を配慮した活動に取り組まれているお取引先からの調達を進めていきます。

具体的には、ISO 14001外部認証取得、グリーン調達、および環境保全活動に関するお取引先の取り組みについて評価・判定します。

- (2) 環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達
川俣精機は、調達品の品目特性を三つに分類（商品に関わる材料等の調達品、生産活動に関わる調達品、文房具等事務用品）してあります。

1) 商品に関わる材料等の調達品についての取組み

商品に関わる材料等の調達品とは、「川俣精機が販売する商品を構成する全ての調達品（完成品・システム構成品・ユニット品・部品・材料など）」を総評します。当社では、調達品の環境負荷低減に関する項目を具体的に定め、これらの項目について調査して、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。

2) 生産活動に関わる調達品についての取組み

生産活動に関わる調達品とは、設備・治具類と塗料、メッキ液、洗浄剤等の塗資材を総評し、「水質・大気・騒音・振動等の環境事前評価」および「新規原材料の化学物質の事前評価」制度により、環境負荷がより小さい調達品の選定に努めます。

3) 文房具等事務用品についての取組み

筆記用具、文房具、ファイル用品、ノート等については、特に会社の中で身近に使うことから、環境を配慮した事務用品拡大は従業員への環境に対する意識付けという意味で重要な活動と認識しています。

このため、エコマーク認定品、再生材料使用品、再使用可能品、分別回収可能品、ポリ塩化ビニル不燃用品を環境推奨品として登録し、環境を配慮した当事務用品の調達の拡を進めます。

3. 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは「川俣精機が販売・製造する商品を構成する全ての調達品（完成品・システム構成品・ユニット品・部品・材料など）」に適用します。

化学物質関係法令と運用について

1. はじめに

「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(PRT法)Pollution Release and Transfer Registers (環境汚染物質排出・移動登録制)平成11年7月に公布されました。

この法律の目的は、環境影響物質のあらゆる媒体(大気、水、土壌)を経由して排出される量、及び廃棄物として廃棄物処理業者に移動される量を調査し、報告する制度である。

世界には、5万とも10万ともいわれる化学物質が存在し、これは何らかの有害性があるとされ、有害性が未解明のものも数多くある。このPRT法制度を通じて、自主的にこれら化学物質のもたらすリスクを材料採取から製造、消費、廃棄にわたってのライフサイクルを通じて評価し、それに基づき総合的に化学物質による環境リスクを低減していくことが重要である。

2. 法律の概要

(1) 対象となる化学物質

この法律では、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の性状を有する化学物質を対象とし、環境中に広く存在すると認められる「第一種指定化学物質」(354物質)と、それほど存在しないと見込まれる「第二種指定化学物質」を法令で指定することになっています。

(2) 対象となる物質の取扱い量

取扱い量が0.1t/年以上、混合物の場合、PRT法対象物質の取扱い量がこの数字以上であっても、1%以上含有されていないものは対象外とする。金属及びその化合物の場合は量りや排出量の報告の数は、金属塊算とする。(但し、銅は銅は金属塊算に代り銅ばんだとしての量を用いる)。

(3) 対象となる事業者

対象となるのは、「第一種指定化学物質」(354物質)とそれを含む一定の製品です。対象となる化学物質を製造したり、原材料として使用しているなど、対象化学物質を取り扱う事業者や、環境に排出することが見込まれる事業者のうち、一定の業種や要件(対象化学物質の取扱い量や従業員数30人以上)に該当する場合対象となり、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量の届出が義務付けられている。

3. 化学物質安全データシート(MSDS)

(1) MSDS制度の仕組み

事業者がみずから取り扱う化学物質の適切な管理を行なうためには、取り扱う原材料や資材等の有害性や取扱い上の注意等について正しい情報が得られることが必要です。しかし外部から購入するものについては、その成分や有害性等を自ら知ることは容易なことではありません。

このため、対象化学物質(またはそれを含有する製品)を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報(これをMSDSと呼んでいます、Material Safety Data Sheetの略です)の提供を義務づけることにより、外部から購入するものを各事業者が化学物質の管理を行なう上で十分な情報入手出来るようにしています。

これをMSDS制度と呼んでおり、平成13年1月から実施されています。また、本法とは別の観点から、労働安全衛生法及び毒物及び劇物取締法において同様の制度が実施されています。

MSDS制度とは? 「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象化学物質(含有する製品)を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報(MSDS)の提供を義務付けるための。

4. 福島県化学物質適正管理指針に基づく報告

「福島県化学物質適正管理指針」では、PRT法の規定に基づき定めた第一種指定化学物質354物質、または、同指針各条に定める化学物質300物質の合計が100kg以上使用又は、製造する事業者は、取扱っている化学物質の使用量、製造量等を記録することとしており、同指針の実施要領に基づき、県からこれらの記録に基づいて届出要請があった場合には、県に報告することを規定している。

この呼びかけに
参加しました。

広瀬川に
ゴミを捨てないよう

3月16日(火)
9:30~10:30に私達広瀬川
川沿いの地域を清掃してみよう
みんな
さんも一緒に
活動してみませんか
※雨天時は翌日



- 地域活動への積極参加
- ・当社は、環境保全基本方針で地域社会との協賛・連携を図って活動することを定めている。
 - ・行政をはじめ地域が主催する環境行事に積極的に参加し、また支援している。
 - ・その活動状況(会社幹部も率先参加)

- 町環境行事(側溝清掃風景)
- ・町の側溝清掃に合わせ工場に隣接する町道側溝の清掃風景
 - ・当社は、集宅地に隣接しており年2回の清掃を実施している。

